

小諸市自治基本条例

- みんなで進める協働のまちづくりへ

I 自治基本条例ってどんなもの？

市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものです。

市民が主役の自治（まちづくり）のルール

自治の基本理念や原則

まちづくりに関わる各主体の
権利や役割、責務

市政運営の方針

参加と協働の推進

など

Ⅱ どうして 自治基本条例が必要なの？

【自治の重要性】

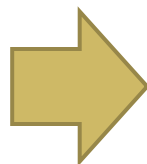
私たちのまちで、今どのようなことが課題になっているのか、一番良く分かっているのは、このまちで暮らす私たちです。分権型社会が進展する中、地域の様々な課題について、それをどのように解決し、どのようなまちにしていきたいのか、自ら考え、決定し、実践していく『自治』が重要となっています。



しかし

地方自治法には・・・
自治体の組織や運営等に関する事項は規定されていますが、住民参加や協働、情報公開や説明責任といった現在の『自治』に欠かせない大変重要な事項については、ほとんど規定されていません。

そこで



市民参加や協働といった、より良い『自治』（まちづくり）のための基本的な共通のルールを定め、みんなで共有する必要があります。それが「**自治基本条例**」です。

Ⅲ 自治基本条例策定の歩み

■ 平成19年度：自治基本条例の学習の場

- ・協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会 合計2回
講師：明治学院大学法学部 鍛冶智也 教授

■ 平成20年度：小諸市の自治の課題の洗い出し

- ・小諸市の自治基本条例をつくる市民会議 合計8回
- ・小諸市の自治基本条例をつくる市民会議 高校生編 合計2回
- ・自治基本条例の策定に向けた区に関する区長アンケート

■ 平成21年度：自治基本条例（案）の作成

- ・小諸市自治基本条例ワーキンググループ 合計11回
- ・自治基本条例市民フォーラム 1回
- ・自治基本条例素案に対する意見募集（パブリックコメント）42日間

IV 自治基本条例（案）の検討体制

小諸市自治基本条例ワーキンググループ（平成21年3月26日）
公募市民8名 + 市議会議員4名 + 市職員8名 = 20名
アドバイザー 明治学院大学法学部 鍛冶智也 教授



市議会自治基本条例策定委員会
（平成20年7月9日）
市議会議員8名 8回開催



小諸市庁内プロジェクトチーム
（平成21年3月26日）
小諸市職員8名 8回開催

市民、市議会、市の協働によって小諸市自治基本条例（案）をまとめ
平成22年3月議会で審議、可決し、平成22年4月1日から施行

V 小諸市自治基本条例の構成

【前文・第1章 総則】

自治の基本理念・基本原則・目的・位置付け



【第2章 各主体の権利、役割及び責務】

第1節 市民

第2節 市民活動団体

第3節 区

第4節 事業者

第5節 市議会

第6節 市の執行機関

【第3章 市政運営】

【第4章 参加と協働】

【第5章 住民投票】

【第6章 その他(条例の見直し)】

Ⅵ 小諸市自治基本条例の内容

前文・第1章 総則

(1) 条例の目的（第1条）

自治の基本原則や市民、市議会、市の執行機関の役割や責任の明確化



市民主体の協働のまちづくりにより自治の発展をめざす

(2) 条例の位置付け（第2条）

自治の最高規範

- ・市民、市議会、市の執行機関は、この条例を誠実に遵守する。
- ・他の条例や計画は、この条例の趣旨を尊重し、整合を図る。

(3) 自治の基本理念と基本原則（前文、第4条）

【自治の基本理念】

市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくること



【自治の基本原則】

基本理念を実現するために、互いに確認し合う方針

1 市民主体の原則

まちづくりの主体は市民です。

2 参加と協働の原則

参加と協働により、まちづくりを進めます。

3 情報共有の原則

市民、市議会、市は、情報を共有し、まちづくりを進めます。

第2章 各主体の権利、役割及び責務

(1) 市民と住民、権利と役割（第3条、第5条、第6条）

市民の定義

住民
住所を有
する人

市内で働く人

市内で学ぶ人

市内で活
動する人
若しくは
団体

まちづくりには、住所を有する人だけではなく、小諸市に関わる多くの人の参画が必要との考えから「市民」を広く定義。

また、住民投票に関する事項も自治基本条例へ規定することから、市民とは別に住所を有する人として「住民」を定義。

市民の権利

- ・まちづくりに参加する権利
- ・まちづくりに関する情報を知る権利

既存の法令等で規定されている権利以外の新しい権利を明文化。



市民の役割

- ・互いに暮らしやすい地域社会の実現に努力する。
- ・まちづくりへの参加にあたっては、発言と行動に責任を持つ。

市民が、権利を行使するにあたって、果たすべき責任も規定。

(2) 市民活動団体と区（第3条、第7条、第8条、第9条）

地域課題の解決などのまちづくりを進めるにあたっては、市民活動団体や区が重要な担い手となる。

市民活動団体の定義

自主的に公益活動を行う組織
（ボランティア団体等）

市民活動団体は、まちづくりを進める上で欠くことのできない重要な主体のひとつとなっており、積極的な参加が期待されている。

市民活動団体の役割

- ・ 地域社会の担い手であることを自覚
- ・ 特性を生かしたまちづくりの推進

団体の目的や特性を生かした活動を行うことで、多くの人にまちづくりに関する参加と協働の機会を提供することができる。

区の定義

小諸市の一定の区域に住む人が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織

小諸市の例規には、区長に関する規定はあるが、区の定義がなされていなかった。区を公共的な団体と位置付けることで、区がまちづくりを担う主体として、活動しやすい環境を整えることができる。

区の役割

- ・対象地域における共通課題の解決と福祉の向上を図る。
- ・まちづくりの推進のために、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努める。
- ・対象地域に住む人等の参加の機会の確保と環境づくりに努める。
- ・区長は、区を代表する。

自治組織であるため、大枠のみを規定し、細部は区で決定する。
区の運営は、住む人の意見の把握と集約により民主的に行われるべきである。
区への加入を勧める一方で、区の活動へ参加してもらうための区側の環境づくりも行う必要がある。

区への加入

「区は、まちづくりを担う重要な公共的な組織である」

- そこに住む人は、その地域の区へ加入して、地域の自治活動に参加すべきであるという理念を決意（目標）として高く掲げる必要がある。
- 掲げた決意（目標）が、市の執行機関はもとより、関係する各主体が地域課題の解決に向けて努力していくための原動力となる。
- 区が公共的な組織であることを再認識することにより、公的な支援も可能になる。



小諸市に住む人は、区へ加入しなければなりません。

(3) 事業者 (第3条、第10条)

事業者の定義

市内で事業活動を行う者

事業者の役割

- ・地域社会の一員として、まちづくりに寄与

(4) 市議会 (第11条、第12条、第13条)

市議会の責務

- ・市政の監視と評価
- ・適切な市政運営の確保
- ・市民意思の的確な把握
- ・積極的な政策の立案と提言
- ・積極的な情報公開
- ・市民参加による開かれた議会運営

市長とともに市民
を代表する機関

市議会議員の責務

- ・市議会の責務の自覚と政治倫理の確立
- ・公正かつ誠実な職務の遂行

市議会事務局の職員の責務

- ・必要な知識と能力の向上
- ・誠実かつ効率的な市議会活動の補佐

(5) 市の執行機関（第3条、第14条、第15条、第16条）

市の執行機関の定義

- ・市長
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・公平委員会
- ・農業委員会
- ・固定資産評価委員会

市の執行機関の責務

- ・自らの判断と責任による、事務の誠実な執行

市長の責務

- ・市民の信託に応え、市の代表者として、市民との対話の重視
- ・公正かつ誠実な市政運営

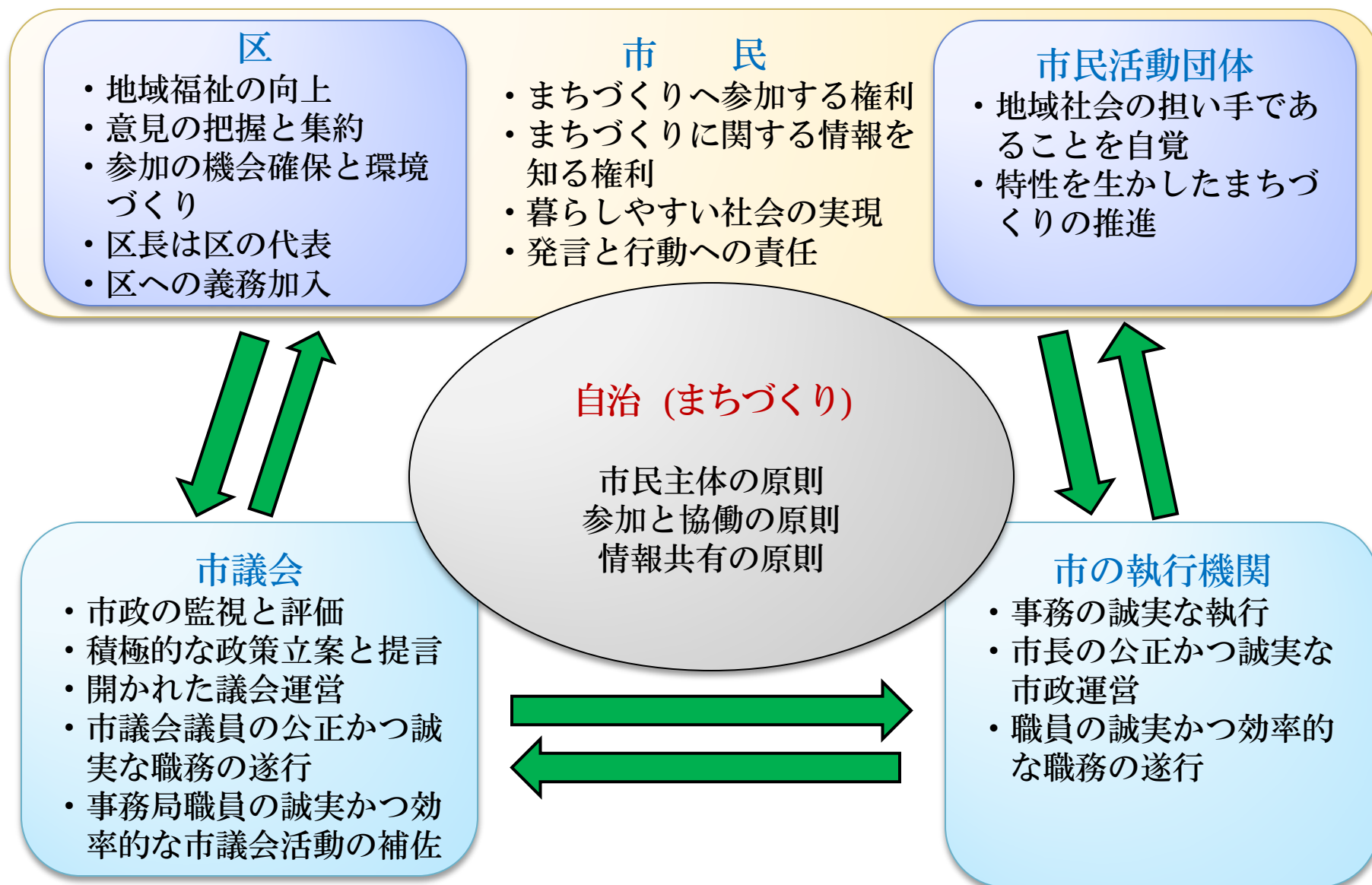
市の執行機関の職員の責務

- ・必要な知識と能力の向上
- ・誠実かつ効率的な職務の遂行

参考

- ・地方自治法第180条の5第1項及び第3項
（執行機関として普通地方公共団体及び市町村に置かなければならない委員会及び委員を規定）
- ・地方自治法第138条の2
（普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うことを規定）

各主体が役割や責任を認識しながら自治（まちづくり）を進めます。



第3章 市政運営

市政を運営していくための約束（第17条～第27条）

政策実現のための基本原則

◆市長の公約◆

- ・選挙公約を総合計画へ反映
- ・検証可能な公約の場合、年1回以上達成状況を公表

◆総合計画◆

- ・総合計画の策定（基本構想、基本計画）
- ・策定における情報提供と市民参加
- ・情報の年1回以上の公表
- ・必要に応じた計画の見直し

◆財政運営◆

- ・健全な財政運営の努力
- ・財政に関する情報の公表

◆行政評価◆

- ・市民参加による行政評価の実施と評価結果の公表

透明性、信頼の確保

◆附属機関等◆

- ・附属機関等への公募市民の原則参加
- ・多様な人材の登用
- ・参加しやすい開催方法等への配慮
- ・会議の原則公開

◆情報公開及び説明責任◆

- ・適切な情報公開及び情報提供と市民へ説明する責任

◆応答責任◆

- ・市民からの意見、要望等に対する迅速かつ誠実な応答

◆個人情報保護◆

- ・適正な個人情報の取り扱い

◆公聴手続◆

- ・重要施策実施前の案の公表、意見を述べる機会の確保と採否結果の公表

◆行政手続◆

- ・透明で公正な行政手続の確保

幅広い連携

◆他の自治体との連携◆

- ・他の地方自治体との相互協力、連携の努力

第4章 参加と協働

(10) 参加と協働（第28条、第29条）

◆市民参加の推進◆

- ・市民の意見が適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進する。



自治基本条例に基づき、市民参加のあり方や方法、手続を示した「**市民参加条例**」といった制度を検討

◆協働のまちづくりの基本原則◆

- ・それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する。



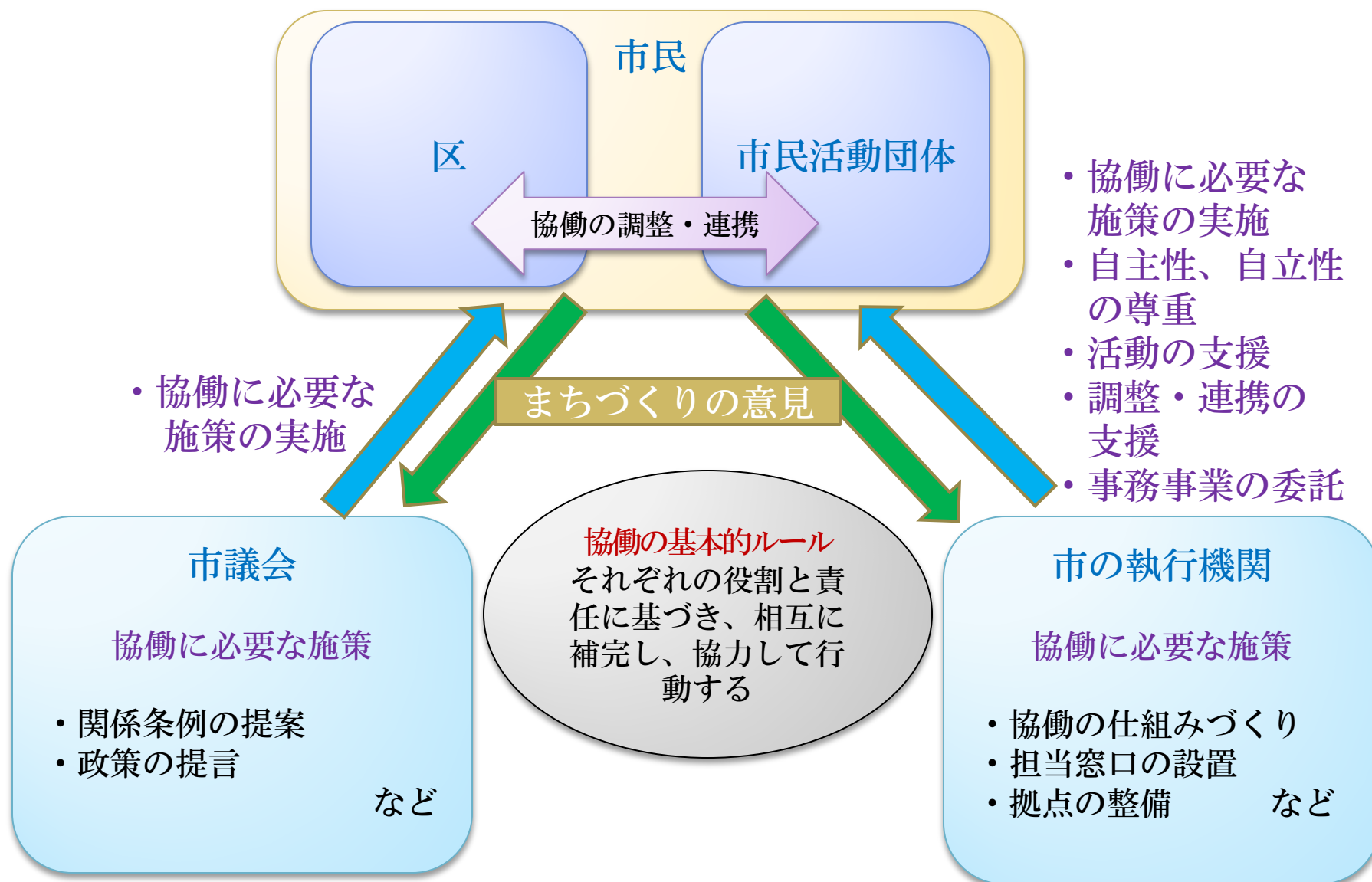
◆協働のまちづくりの推進のために◆

- ・市議会と市の執行機関は、必要な施策を実施
- ・市の執行機関は、市民の自主性と自立性を尊重しつつ、活動を支援

◆まちづくりにおける連携◆

- ・市の執行機関は、市民活動団体と区との調整・連携を支援

協働するための仕組み



第5章 住民投票

住民投票（第30条、第31条）

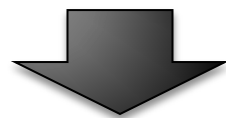
住民投票制度

地域における重要課題・政策等に関して、住民の賛否を直接問うもの。

常設の住民投票条例がないと・・・

○必要に応じて案件ごとに住民投票条例を設置して実施する。

- ・住民投票条例自体の設置から行うため、実施までに時間がかかる。
- ・多くの市民が直接請求しても、議会で否決された場合は、実施できない。
- ・制度の乱用が起りにくい。

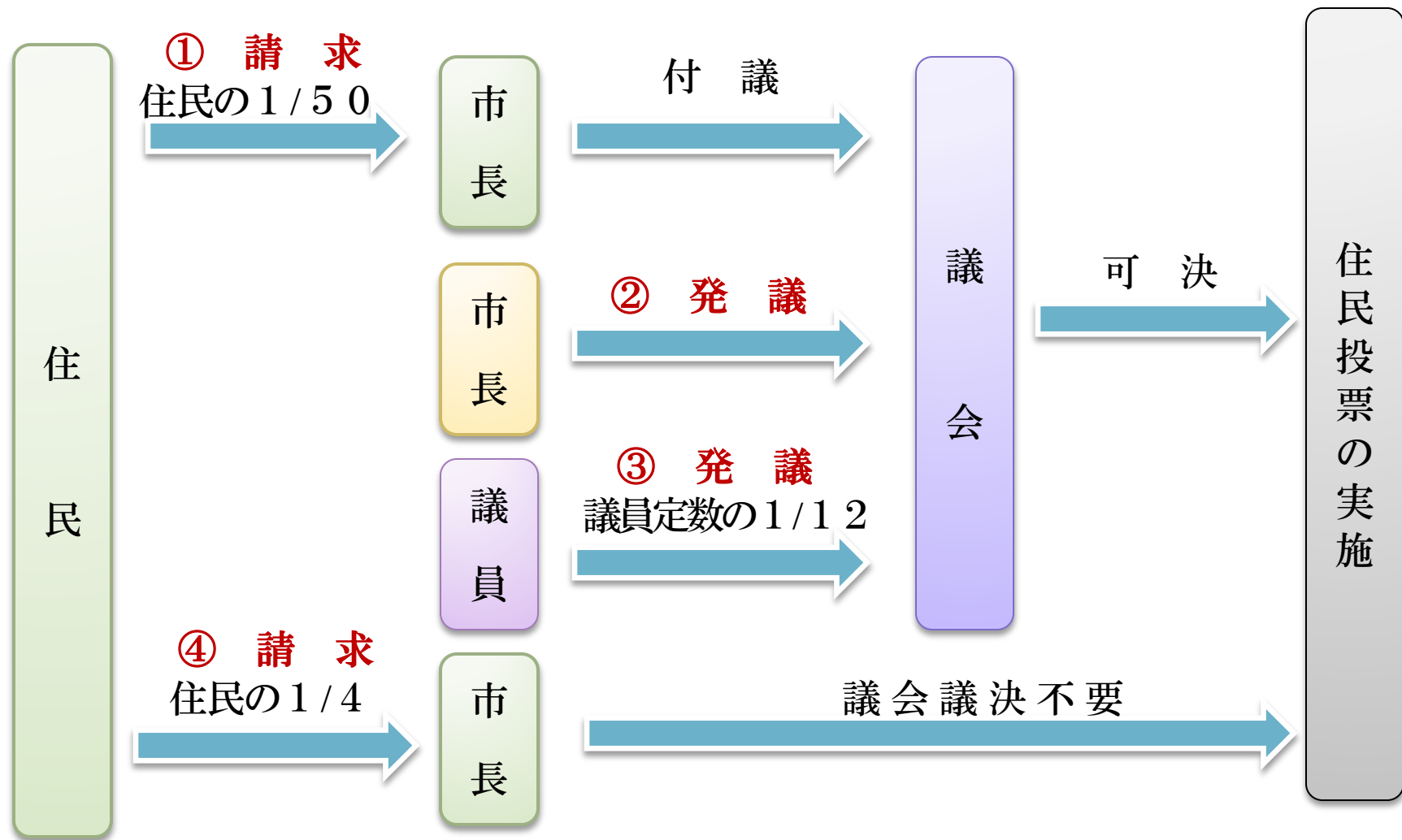


自治基本条例に基づく住民投票

○自治基本条例に基づき常設の住民投票条例を設置

- ・市政に係る重要事項について住民の意向が迅速に反映されやすくなる。
- ・要件を満たすことにより、議会議決を経ないで確実に実施できる方法を盛り込んでいる。
- ・市長と市議会は、これまで以上に日常的に民意を捉える努力が必要となる。

自治基本条例に基づく住民投票の流れ



住民投票を必ず実施する要件

住民 1 / 4 以上の請求

- ・ 議会議決を経なくても、市民が直接に重要事項を決定する道を確保。
- ・ 市民に選ばれた市長と議会による二元代表制による市政運営を基本として、あくまでそれを補完する制度として運用。

住民投票の請求権・投票権

満 1 6 歳以上の住民

- ・ 小諸市の将来を決定する事項は、若い世代も含め、広く意思を確認することが重要。
- ・ 1 6 歳以上の若い世代もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対する意識の醸成が図れる。
- ・ 周囲も 1 6 歳以上がまちづくりへ参加するための環境づくりを意識できる。
- ・ 住民投票は、具体的な案件の可否を問うものであるため、若くとも十分な判断が可能である。

住民投票結果

市民、市議会、市の執行機関は結果を尊重

住民投票に関する具体的な手続は、小諸市住民投票条例及び同施行規則（平成22年12月27日施行）で規定

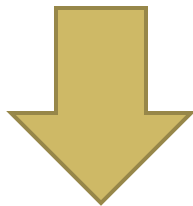
第6章 その他

条例の見直し（第32条）

育てる条例

◆ 市 民 参 加 ◆

- ・ 自治の最高規範としてふさわしいものであるか。
- ・ 社会情勢に適合しているものであるか。



4年を超えない期間ごとに
自治基本条例の評価及び検討を実施

条例の改正等